

事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置について

令和 6 年 9 月 3 0 日

令和 7 年 1 2 月 2 6 日一部改正

令和 8 年 5 月 8 日一部改正

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会決定第 1 号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和 4 年経済産業省告示第 1 2 7 号）（以下「上乘せ基準告示」という。）第 3 条第 3 号で定める「協議会において協議が調った事項」及び上乘せ基準告示第 4 条に規定する特定技能外国人受入事業実施法人（以下「J A I M」という。）への所属要件は、以下のとおりとします。

○「中分類 11 繊維工業」に係る産業を行っている事業所

- ・「中分類 11 繊維工業」に該当する事業所は、1 号特定技能外国人を勤務させる場合には、経済産業省が別に定める審査事項に則り、次に掲げる事項を全て満たしていることとします。
 - 一 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること
 - 二 勤怠管理を電子化していること
 - 三 パートナーシップ構築宣言を実施していること
 - 四 特定技能外国人の給与を月給制とすること
- ・また、上記事項を満たしていることの確認は、J A I M事務局（以下「事務局」という。）により行うこととしますので、J A I Mへの所属手続を行う際は、事務局より上記事項を満たしていることの確認を受けてください。
- ・なお、上記事項は、J A I Mの賛助会員であろうとする間及び同賛助会員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに事務局に連絡願います。また、毎年度の J A I M賛助会員資格の更新等の際に、事務局にて上記事項の遵守状況を確認し、遵守されていないことが判明した際は、J A I Mから除名する可能性がありますので御注意ください。

○「中分類 15 印刷・同関連業」に係る産業を行っている事業所

- ・「中分類 15 印刷・同関連業」に該当する事業所は、1 号特定技能外国人を勤務させる場合には、全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会、全日本金属印刷工業協同組合連合会のいずれかに所属していることとします。
- ・J A I Mへの所属手続を行う際は、事前に上記いずれかの団体へ所属し、会員証発行の申請を行ってください。その後、当該団体が発行した会員証の写しを J A I Mへの所属手続を行う際に事務局へ御提出ください。
- ・なお、上記事項は、J A I Mの賛助会員であろうとする間及び同賛助会員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに事務局に連絡願います。また、毎年度の J A I M賛助会員資格の更新等の際に、事務局及び当該団体にて上記事項

の遵守状況を確認し、遵守されていないことが判明した際は、J A I Mから除名する可能性がありますので御注意ください。

○「小分類 484 こん包業」に係る産業を行っている事業所

- ・「小分類 484 こん包業」に該当する事業所は、1号特定技能外国人を勤務させる場合には、日本梱包工業組合連合会に所属していることとします。
- ・J A I Mへの所属手続を行う際は、事前に上記団体へ所属し、会員証発行の申請を行ってください。その後、当該団体が発行した会員証の写しをJ A I Mへの所属手続を行う際に事務局へ御提出ください。
- ・なお、上記事項は、J A I Mの賛助会員であろうとする間及び同賛助会員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに事務局に連絡願います。また、毎年度のJ A I M賛助会員資格の更新等の際に、事務局及び当該団体にて上記事項の遵守状況を確認し、遵守されていないことが判明した際は、J A I Mから除名する可能性がありますので御注意ください。

以上